

## 審議会会議録

審議会等の名称	令和7年度第2回瑞穂市指定管理者選定委員会
開催日時	令和7年7月11日（金曜日） 午後1時30分から午後4時30分
開催場所	瑞穂市役所 巢南庁舎 2階 大会議室
議題	協議事項1 瑞穂市中山道大月多目的広場、西部複合センター、巢南グラウンドの3施設の指定候補者の選定について 協議事項2 指定管理料（上限額）について
出席委員 欠席委員	出席委員 6名 会長 副会長 委員A 委員B 委員C 委員D 欠席委員 0名
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公 開 ・ 非 公 開
傍聴人数	3名
審議の概要	<u>開会</u> <u>事務局長あいさつ</u> <u>会議の公開・非公開について</u> 会議については、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第11条の規定により、会議は原則公開することとなっているため、公開で行うことを決定。 <u>会議録について</u>

会議録については、以下の取扱いとすることを確認した。

① 会議録については要点筆記とする。

② 発言した委員の名前については、会議録にはイニシャルで記載することとする。

③ 作成した会議録は、会長と副会長の了承を得て公開する。

#### 【協議事項】

協議事項 1 瑞穂市中山道大月多目的広場、西部複合センター、巢南グラウンドの3施設の指定候補者の選定について

(会長)

まず、募集要項案について事務局からの説明を求める。

(事務局)

募集要項（新旧対照）（資料1）、3施設の現在の運営状況（別紙1）、図書館資料（別紙2）および指定管理料積算内訳（参考）（別紙3）について説明。

(会長)

意見、質問のある委員は発言をお願いしたい。

(委員A)

募集要項冒頭の記載内容が丁寧に修正されており、好印象であるが、表現が抽象的で意図が伝わりづらく感じた。「多世代交流の場」という表現については、具体的なイメージが不明確であり、事業者にとっても意図を正確に汲み取れない可能性がある。異なる目的で設置され異なる機能をもつ複数の施設を連携させて新たな価値を生み出すという考え方には、実行上の難しさが伴うと考える。また、「居場所づくり」や「楽しさ」といった観点の重要性は理解できるが、誰にとってどのような要素が必要かという点がもう少し明確になるとよい。さらに、夏場の熱中症対策など、具体的な運用面への配慮も必要である。全体として方向性は妥当であるが、事業者が意図を的確に汲み取り、具体的な提案につなげやすくするためには、記載内容のさらなる明確化が必要だと考える。

(事務局)

多世代交流の実現には、イベントごとのターゲット設定が重要である。しかし、行政が実施する場合、前年踏襲型の継続に偏りがちであり、思ったとおりの結果につながらないことも多い。一方で、子ども向けイベントに祖父母が参加するなど、多世代が自然に集まる形も十分に成立し得ると考えている。今後、指定管理者制度の導入により、収支を踏まえた事業計画が求められる中で、ターゲット層の拡大や、行政にはない民間ならではの視点を活かした柔軟な事業展開が期待される。そこで、今回の募集要項案の修正にあたっては、前回の各委員のご意

見を踏まえ、事業の全体像を把握しやすくするために導入部分を整理し、文章を追記した。

(委員 B)

資料には現状や実施内容について詳細に記載されているが、具体的な課題の記述がやや不明瞭であり、短期的・長期的な視点からの課題整理が十分でない印象を受けた。また、「ビジョン」の位置づけや内容も曖昧で、もう少し具体的に示す必要があると感じられた。

利用者視点からの課題としては、冬場の強風による安全面の不安や、夏場の日陰の少なさによる利用制限など、現場で実感される問題点が挙げられる。特に強風によりテントや備品が飛ばされるなどの危険があるため、イベント実施が困難になるケースがある。また、夏季には暑さで子どもが遊べず、利用を控える傾向もあるため、これらへの対策をどのように講じるかが指定管理の視点で重要となる。

さらに、保健センターの平日利用が少ないと記載されているが、そもそも指定管理の対象ではないため、この点については整理が必要である。

(事務局)

保健センターは、あくまで検診などの保健事業が優先される施設であり、一般利用については保健センターの行事や準備と重ならない範囲で、個別に協議のうえ貸し出し可否が判断される。そのため、指定管理者の判断で自由に開放できる施設ではない点に留意が必要である。

(委員 B)

施設の年間利用日数について、どの程度利用されているのかが明示されておらず、利用実態の把握が不十分である。その情報があれば、民間による管理においても視点が変わり得ると考えられる。

また、現在の評価項目は日常的な管理業務に偏っており、長期的ビジョンや施設本来の目的達成に関する定量的な評価が不足している。そうした観点を加えることで、指定管理の目的が適切に果たされているかを判断しやすくなる。

さらに、本市は「環境都市宣言」を掲げており、対象地区も自然環境に恵まれている。実際、施設の維持管理においても除草作業を手作業で行うなど、薬剤を極力使用しない配慮がなされており、利用者にとって安心できる環境が提供されている。このような環境に配慮した取り組みが募集要項等にも反映されていると望ましいと感じた。

(事務局)

審査基準については、現在120点満点で設定されているが、評価前の段階であり、今後の評価項目追加にあたっては分類に迷う部分もある。とくに「長期ビジョン」については、単年度の積み重ねとなる5年間の契約の中で、初年度は現状維持が中心となる一方で、2年目以降に具体的な成果が現れることを想定し、5年後に目指す

姿を示すような中長期的視点での評価が求められる。また、環境面に関しては、農薬の使用抑制など都市公園管理における一般的な方針を踏まえ、仕様書の中にもその旨を明記すべきとの意見をいただいた。特に芝生管理においては、農薬の有無が管理費用に大きく影響するため、仕様書に「農薬を使用しないこと」を明記する方向で加筆を検討する。

(委員D)

図書館業務に関して、前回の意見を受けて「公共図書館の勤務経験者を窓口責任者とする」という記載を反映いただいた点については感謝している。一方で、その勤務経験年数については「1年以上」では不十分であり、もう少し具体的な年数を定めた方がよいのではないかと考える。特に、公共図書館以外にも学校や大学、専門図書館など多様な経歴を持つ人材がいるため、より幅広い実務経験を考慮しつつ、窓口責任者として適切に職務を担える人材像を明確にしていきたい。

また、現職の分館図書館職員の継続雇用に関する質問として、アンケートによる意思確認が行われたと伺っているが、現時点での希望者の人数や、その内訳に偏りがあった場合に、どのように対応される予定であるのか伺いたい。

(事務局)

まず、図書館窓口責任者の経験年数については、1年以上という基準は設けているものの、現場では10年以上の経験が望ましいとの意見もある。しかし、実際には指定管理者が現場の人材を見極めたうえで、他市町では、元会計年度任用職員を正職員として登用するケースもあることから、年数の一律な上乘せよりも、管理者側の裁量に委ねる形が適切ではないかというのが事務局の判断である。

次に、現職図書館職員の継続雇用に関するアンケート結果については、分館での勤務を明確に希望した職員は5人中1人のみであり、その他の職員は「業者が決まるからでないと答えられない」として明言を避けている。本館勤務希望者や、どちらでもよいとする回答もあったが、全体の傾向はまだ見えづらい。今後、募集要項や運営体制が固まった段階で説明を重ねることで、分館勤務希望者が増えることを期待している。

現状のままでは本館勤務希望が偏る可能性もあり、配置バランスや採用にも影響するため、職員の意向を丁寧に確認しながら調整を図っていく必要があると考えている。

(委員C)

申請書提出後の選定スケジュールについて、8ページに記載があるが、プレゼンテーションの前に一次審査として書類審査が行われ、その後二次審査としてプレゼンが実施されるという形式を想定していたため、実際の流れがどうなっているのかを確認したい。

(事務局)

申請書類の受理後、事前に各委員に書類を確認していただく予定である。ただし、事務局による書類選考は行わず、募集要項に定める条件を満たしていれば全ての団体を受付対象とする。したがって、正式な一次選考としての書類審査はなく、プレゼンテーションに進む前に条件適合の確認を行うにとどまる。提出書類の内容に不備がある場合はその時点で判断するが、書類が整っていれば基本的に全団体がプレゼンテーションに進む形式である。

(委員 C)

16 ページに記載されている施設修繕費の上限額が「(税別)」となっているが、「(税込)」ではないか。

(事務局)

ご指摘のとおりであるため、「(税込)」に訂正する。

(委員 A)

施設の使い勝手の悪さについて、具体的な事例として駅伝を実施した際に放送設備が整っておらず、全体に声を届ける手段がなかったため、会の備品を持ち込んで対応した経緯がある。また、滑り台などの遊具においても安全性に課題があり、部品の破損や落下時に備えたマットが敷かれていない箇所が見受けられた。これらは通常の修繕では対応が難しく、放送設備の整備を含め、抜本的な改善が必要であると考えます。

(事務局)

指定管理者制度の募集は8月頃を予定しており、現時点ではスピーカーや音響設備の追加は計画していない。ただし、巢南公民館などで移動可能な機材については、これまで通り貸し出し対応を行う予定である。また、指定管理者への引き渡し前に、委員から指摘のあった遊具の不備や危険箇所については、管理者側で修繕対応を行うのが基本的な方針であるため、今後チェックの上、対応していく考えである。

(委員 A)

指定管理者制度導入後の施設利用に関して、例えば過去に駅伝競走を開催した際には、図書館前をスタート地点とし周辺を走行することで、図書館利用者の車両の出入りに影響が生じ、一時的に利用を制限する対応が取られていた。

この点について、広場を「多様な人が集う場」と位置づけている趣旨に照らすと、体育協会のような特定の団体が広場を占有的に利用することについては、あり方を再考する必要があるとも考えられる。

(事務局)

原則として、広場の占有的な利用は適切でないと考えます。

ただし、体育協会などの団体が駅伝開催等を目的として事前に適切な申請を行った場合には、その範囲に限り占有利用を認めることは可能である。なお、公道の使用については市の所管外であるため、別途、関係機関への申請手続きが必要となる。

(委員 A)

現状では駅伝などの利用も可能であるが、今後の施設の使い方次第では、同様の利用が難しくなるのではないかという懸念がある。多様な利用者の利用を想定するのであれば、今後の運用方針について慎重に検討する必要がある。

(事務局)

図書館の休館日は基本的に月曜日と定められているため、可能な限り開館しながらイベントを実施できる体制が望ましいと考える。一方で、図書館関係者からは駐車場の不足に関する課題も指摘されており、こうした点については指定管理者と協議・調整を進めていく必要があると認識している。

(委員 D)

現在、イベント開催に伴い図書館を休館としているのは、11月の「ふれあいフェスタ」開催時のみである。来場者が非常に多いため、この日についてはやむを得ず休館としている。ただし、放課図書室については当日も開館しており、通常はイベントがあっても図書館は開館していると認識している。

(事務局)

指定管理者制度の導入後も、市は関係者と連携しながら、必要な調整を行いつつ事業を進めていきたいと考えている。

(委員 A)

朝の時間帯にリードをつけた犬を連れて広場を訪れる利用者が多く見られるが、最近、知人の子どもがリードをつけた犬に顔を噛まれるという事故が発生した。小さな子どもにとって犬の顔がちょうど目線の高さになるため、危険性が高い。公共の場での安全性を考慮すると、犬の散歩エリアを限定するなどのルールづくりが必要ではないか。

(事務局)

現状においても市は全てのリスク管理を徹底しているわけではなく、指定管理者と協定を締結する際、実際の運営状況に応じてリスク管理のあり方を具体的に検討していく必要がある。禁止事項等を仕様書に過度に盛り込むと、現場の実態と乖離する可能性があるため、現実的な対応を前提とした運用を図る必要が求められると考える。

(副会長)

応募者は自らビジョンや課題、イベント案などを持って応募してくるものであり、すべてを募集要項に詳細に記載する必要はない。不具合や現場の課題、職員の配置状況などは見学時に把握できず、応募前に事業者自身が情報収集や見学を通じて理解すべきである。応募された内容が市の趣旨に反する場合は、その段階で選定を見送ればよく、説明や対応は見学会などで都度丁寧に行うことで足りるのではないか。

(事務局)

放送設備については、現在は市が移動式機材で対応しているが、指定管理者が収益を目的としたイベント等を実施する上で不便を感じる場合には、新たに設置を検討することもあり得る。なお、設置費用が50万円を超えるような規模で、施設の躯体に関わる工事が必要と判断される場合には、市がその部分を担当することとなっている。現状に対して課題がある場合は、協議を重ねながら対応していく考えである。また、遊具の穴に関しては、4月に現地確認を行っているが、雨などによる流出もあるため、今後は定期的な点検と必要に応じた修繕が求められる。こうした対応については、公共による一律対応というよりも、民間の裁量で迅速な対応が可能となる体制を想定している。

(会長)

本会議は事業者選定のための場であり、現時点ではその前提となる選定のルールや方針について議論している段階である。仕様書に記載された事項への対応が最低限必要であるのは当然だが、それに加え、自治体や住民との連携に積極的かつ誠実に取り組む姿勢を持つ事業者かどうか、選定において極めて重要な判断基準であると考ええる。

細かな事項や個別の事例を挙げて要項に盛り込むよりも、そうした信頼できる事業者を選びやすくするような仕様書・募集要項の構成を検討すべきである。また、指定管理者が変更されることに伴う不安も理解できるが、それに対して誠実に対応できる事業者を見極めることこそが、委員に求められている役割であると考ええる。

(委員D)

現地見学に関する日程の記載に不整合が見られる。具体的には、8ページのスケジュール表では見学の申込期間が7月22日から8月8日となっている一方で、12ページには申込期限が7月31日と記載されており、記載内容が一致していない。読み手に誤解を与えるおそれがあるため、日程の記載は統一すべきである。

(事務局)

日程に関する記載については、本文中に一部異なる日付が記載されているが、今後は基本的に8ページに記載さ

れたスケジュールに従って進める方針である。

(会長)

文書の誤植やロジックエラーについて、気づいた点があればお知らせいただきたい。それぞれの立場からの意見を引き続き伺いたい。

(委員 B)

評価の観点として「長期的ビジョン」を踏まえる旨の説明があったが、募集趣旨など文書上のどの部分にそれが反映されているのか確認したい。前回の議論でも長期的視点の必要性が共有されたと記憶している。

(事務局)

長期ビジョンについては、プレゼン時に「初年度から5年後までのイメージ」を示すよう求めることで評価対象とし、評価項目として1項目(5点)を新たに追加する方針である。また、環境配慮の視点(SDGsなど)も重視し、同様に1項目(5点)を追加する予定である。これにより、評価の満点は従来の120点から130点に引き上げる方向で検討している。

(委員 B)

市として独自の長期的ビジョンは特に示さず、その内容は応募事業者に委ねる方針ということか。

(事務局)

市としては、3つの複合施設を活用した「賑わいの創出」という大枠の方向性は持っているが、具体的な長期的ビジョンについては明確に定めず、現状の行政運営と比較してどのように変化をもたらすかを含め、提案内容は応募者に委ねる考えである。

(委員 B)

では、その将来人口に関する点についても触れないということでしょうか。

(事務局)

市としても、現在の3施設を含めた中長期的な施設活用のビジョンを持っており、例えば新庁舎整備に伴い、将来的に巢南庁舎の利活用も視野に入れて指定管理の範囲を広げるといった構想を持っている。ただし、今回の募集において評価対象となるのは、契約期間である5年間の中で事業者がどのように施設を運営していくかという短期的な視点であり、30年先といった長期的展望までを応募者に求めるものではない。長期ビジョンについては市が主体的に描くものであり、短期間の運営方針については事業者委ねるという整理である。

(委員 B)

除草作業に限らず、気候変動への対応をはじめとする環

環境配慮の取り組みは、行政や企業にとって当然の責務であり、指定管理者による施設管理においても、環境に配慮した工夫を積極的に取り入れることが望まれる。そうした取り組みは、経済面・エネルギー面の効果にとどまらず、利用者への啓発効果も期待され、市全体としての環境意識の醸成にもつながることから、長期的な視点での実践が求められる。

(委員 A)

事業者にビジョンの提示を求めるにあたっては、現状把握が極めて重要であり、現状に基づいた課題分析を踏まえてこそ、効果的な取り組みや改革案を提案できると考える。例えば、瑞穂市が抱える社会的課題として、外出が困難な人の存在や地域での孤立といった実態がある中で、単なる「3世代交流」とどまらず、そうした現状に即した具体的かつ実効性のあるイベント提案が期待される。

(事務局)

事業者によって提案の深さや視点に差があり、幅広く深く考える事業者もいれば、限られた範囲しか考えない事業者もいるため、ばらつきがあると思われる。

(副会長)

これまで市が十分に対応できなかった課題については、従来とは異なる方法を一度試してみようという考えに立って検討すべきである。完璧に対応できる事業者がいるとは限らないが、それでも応募してくる事業者の中には、実現可能性の高い提案を行う者もいるはずであり、そうした提案を見極めて選定する必要がある。また、外部の事業者に委託する場合でも、これまで施設に関わってきた関係者が引き続き協力していく体制をとらなければ、委託の効果が十分に発揮されない懸念がある。

(委員 A)

これまでの施設整備においては、明確なビジョンや方針を示さないまま事業が進められた結果、どのように活用していくかが不明確なまま施設が整備されてしまったと感じている。こうした経緯を踏まえ、今回の指定管理にあたっては、受託者任せにするのではなく、市としても現状を把握したうえで、どういった施設運営を期待するのかを明確に示す必要があると考えている。そうでなければ、過去と同じように、まちの将来像に結びつかない運営になってしまうおそれがある。

(会長)

今回の指定管理者の募集にあたっては、現状の施設の情報を提供するにとどめ、応募者には自由な発想で将来の活用や提案をしてもらうことを重視している。市側があらかじめ細かく方向性を示してしまうと、応募者の創意工夫が制限されるおそれがあるため、プレゼンテーションの中で多様な提案を受け、それらを踏まえて最も適切

な候補者を選定することが委員の役割である。

(副会長)

追加された記載内容で十分に意図は伝わると考えている。参入を検討する事業者は、他地域の実績なども調査・研究したうえで提案してくるはずであり、準備不足の事業者はプレゼンを見れば判断できる。すべてを事前に細かく明示しなくても、応募者の側で課題を読み取り、対応策を提示してくると期待しており、まずはその提案内容を見極めたい。

(会長)

指定管理者を選定した後も、それで終わりではなく、市民として主体的に関わりながら事業者を支え、必要に応じて改善を求めていくことが重要である。今まで行われていた取組が継続されているか確認しつつ、選定された事業者が適切に運営できるよう後押ししていく責任がある。そのためにこの委員会が存在しており、単に事業者を選ぶだけでなく、選定後の関与も含めた体制を構築していく必要がある。

(委員 C)

これまで市が通常業務として行ってきたことはあるが、それを前提としつつも、指定管理者にはそれ以上の価値やサービスを提供できる事業者を選定する必要がある。市の業務が不十分だったわけではなく、より高い水準を目指すための選定が求められている。

(委員 B)

利用時間は午前 9 時から午後 5 時までとされているが、イベント準備の都合などから、実際には駐車場を早めに関してもらう必要があるといった状況もあるため、運用上の柔軟な対応が求められる。

(事務局)

占有利用については、原則として午前 9 時から午後 5 時までの時間帯で申請・許可を行っている。一方、駐車場は午後 6 時半から午前 9 時までは施錠されており、それ以外の時間帯であれば車の出入りも可能である。鍵は閉められるが、夜間のウォーキング利用なども見られ、占有利用時間とは別に、一般的な利用は柔軟に行われている。

(委員 B)

利用者から、通常の開場時刻である午前 9 時よりも早い時間帯に施設を開けてほしいとの要望があった場合に、指定管理者が柔軟に対応することは可能か。それとも開場時刻は厳格に運用されるのか。

(事務局)

施設の施錠時間については条例で明確に定められているわけではなく、今後、指定管理者の提案やプレゼンの中

で運用時間に関する提案がなされる可能性がある。市との協議によっては、開場時間を早くする、逆に施錠時間を遅くするといった柔軟な対応も可能と考えられている。

(委員 B)

現在は施錠担当者から「決められた時間より早めたり遅らせたりすることはできない」との対応を受けているが、指定管理者制度の導入により、市との協議次第で、利用時間の柔軟な調整が可能となる場合もあるということか。

(事務局)

可能性としては考えられる。

(会長)

ここまででおおよその意見が出揃ったため、次の議題として、仕様書案について事務局からの説明を求める。

(事務局)

仕様書（新旧対照）（資料 2）について説明。

(会長)

意見、質問のある委員は発言をお願いしたい。

(委員 D)

仕様書案 14～15 ページに記載された「読書活動の推進に関する業務」では、「おはなし会」が複数の業務項目に重複して記載されているが、これは図書館側の意向によるものか。

(事務局)

修正すべき箇所があれば、修正させていただく。

(委員 D)

「おはなし会」は読み聞かせ中心の内容として前半の 1 項目にまとめる一方で、後半の「子ども主体の参加型事業」とは性質が異なるため、別の行事として整理するとよいと考える。さらに、バルーンアートや水の音コンサートなど、特定の実施者に依存する内容については、「必ず実施」とせず、「準ずるものを含む」など柔軟な表現とすることが望ましい。また、行事は本館と協議のうえ日程調整を行い、重複や人的リソースの分散を防ぐ必要がある。加えて、ストーリーテリングも両館の連携が不可欠であるため、人員配置を含めた調整を行うことが求められる。

(事務局)

コンサートについては、個人的に感動した経験があり、ぜひ継続してほしいという思いがある。また、愛西市を視察した際、指定管理者制度導入前から実施されていたイベントが継続されているという回答があり、仕様書に

も「必ず実施」と記載されていたことから、それを参考にした。現在いただいているご意見も踏まえ、表現の見直しを検討したい。あわせて、図書館本館で予算計上されているイベントが仕様書案に含まれている部分があるため、図書館側とイベント調整を行いながら、内容を精査し、仕様書案を修正する。

(委員C)

中山道大月多目的広場は災害廃棄物処理計画、廃棄物の仮置き場(2次仮置き場)として指定されているため、災害や事故の発生時にはスポーツ利用が制限される可能性がある。そのため、整備計画等の中でその旨を明記しておくべきではないか。

(事務局)

環境課に確認して追記する。

(副会長)

仕様書案20ページの記載に関連して、審査基準には「地元団体との連携」が評価項目として含まれているが、仕様書内に連携の具体的な手段、たとえば定期的な意見交換の場の設置等に関する記載が見当たらない。そのような内容は仕様書に盛り込まれているか確認したい。

(事務局)

仕様書21ページ(6)の「地域貢献」の記載は、市内産品の優先使用、市内事業者の活用、障害者・高齢者・地域住民の積極的活用、各種団体・ボランティアとの連携などを通じた地域貢献の実施を期待する内容としている。

(副会長)

地元住民との意見交換を確実かつ継続的に行えるよう、定期的な協議の機会を予め仕様書等に明記し、実施を求めてはどうか。そうすることで、後々の課題にも柔軟に対応でき、地域との協働を通じて事業の質を高めていくことが可能になると考える。

(事務局)

今日の議論で出た具体的な意見も踏まえつつ、記載内容をより具体的かつ実現可能な形に修正する方向で検討する。

(委員A)

かつては市民センター等において、利用団体との定期的な説明会を通じて意見交換を行っていたが、現在はそのような仕組みがなくなっている。市民センターのように特定の利用団体が明確であれば対応可能だが、そうでない場合は関係者の意見を伝える場が失われており、意見の受け皿となるような仕組みを設ける必要がある。

(副会長)

現在の施設には特定の利用団体が存在しないため、個人の意見や要望が伝えにくい状況にある。したがって、意見交換の場の位置づけを仕様書等で明確にしておくことで、「話し合いを開いてほしい」「意見を聞いてほしい」といった声を住民から届けやすくする必要がある。5年間の運営期間中にはさまざまな課題が発生する可能性があるため、住民との対話の仕組みを整えておくことが重要である。

(事務局)

指定管理者制度を導入するにあたっては、市として運営を丸投げするのではなく、あくまで市主導で事業を進める姿勢を維持する。市の行事を優先し、定期的に市との調整を行うほか、図書館の分館については「読書のまちみずほ」としての一貫性を保つため、本館との連携を重視する。また、利用者に不便をかけないように、予約システムも市全体の仕組みに統一し、公共施設として一体的にサービスを提供する。住民からの意見や不満については、市と指定管理者の双方で受け止め、適切に対応していく。

(委員 B)

春に実施した防災イベントでは、親子で火の起こし方を体験する社会実験が行われ、有意義な学びの機会となった。こうした体験を日頃から積み重ねることで、いざという時に自ら命を守る力につながると実感しており、公園という公共の場を活用した取り組みの意義を感じた。今後、防災に関わる活動で公園を活用したいという要望に対して、柔軟に対応できる基準の整備が望まれる。

(事務局)

基本的な運用は指定管理者の裁量で行うが、特例的なケースや判断が難しい場合には、市と協議を行い、最終的には市が判断する形となる。これはコミュニティセンターと同様の運用であり、記載がない事項などは市の判断に委ねられる。

(会長)

次の議題として、審査基準について事務局からの説明を求める。

(事務局)

審査基準について（資料3）について説明。

(会長)

事務局からの説明に対し、意見や質問があれば述べてほしい。特に「価格評価点を15点とする設定が妥当かどうか」についての意見を求めている。

(委員 A)

「利用者の平等かつ公平な事を確保するための方策は適切か」という文言の意味が分かりにくいいため、その意図

や意味を確認したい

(事務局)

プレゼン資料の中で「平等性・公平性」の表現が明確でない場合があるが、評価にあたっては、特定の利用者に偏った対応をしていないか、すべての利用者を公平に扱う視点を持っているかどうかを確認する観点で判断すればよいと考える。具体的にその考え方が文面に表れているかは分かりづらいこともある。

(委員 A)

「平等性を確保していない提案」とは具体的にどのような内容を指すのかが不明確であり、その判断が難しいという疑問が示されている。発言者は、提案において平等性の担保がどう表現されているか分かりにくく、聞いても理解しづらいと感じている。

(事務局)

評価項目が多く、プレゼンや書類審査だけでは判断が難しい部分があるため、評価が中間的な点数に寄りやすい傾向がある。特に公平性に関する項目では、明確な配慮が読み取れないと判断がつきにくくなる。一方で、たとえば今まで利用しにくかった人への配慮や、バリアフリーなど利用者の多様性に対応した提案があれば、高く評価される可能性がある。

(委員 A)

「平等性の確保」に関する評価項目は、多様性に対応した取り組みを行っているか、または行おうとしているかを問うものであると理解した。また、「類似施設を運営した実績が認められるか」という項目については、提案書の中で、応募者がこれまでにどのような施設をどのように運営してきたかを示すことが求められているということか。

(事務局)

「類似施設の運営実績」は、応募者にとってアピールポイントとなるため、多くは提案資料の中で実績が明示されると考えられる。そのため、審査においては比較的評価しやすい項目である。

(会長)

過去の類似実績の提出については、通常は仕様書に明記されているものであり、本件においても仕様書にその旨を記載すべきではないか。

(事務局)

提出書類の様式集には、現在の運営状況などを記載する項目が含まれており、そこから類似実績を読み取ることができる。そのため、仕様書に特別な記載がなくても問題はなく、実績のある事業者にとってはストロングポイ

ントとなると考える。

(委員 B)

提案価格の内容について、最低価格での提案が既存の労働条件の悪化や過度なコスト削減によるものではないかという懸念がある。特に、現在働いている職員の待遇が維持されるのかが心配されている。そのため、提案価格の内訳や工夫の内容が明確にされ、適切なコスト配分によって妥当な金額が提示されているかどうかを判断できる仕組みが必要であると考えます。

(事務局)

提案内容の妥当性を確認するため、提出書類として年度ごとの収支計画を求めており、様式集の「2の3の6」に該当する様式で確認できる。収支に明らかな偏りがあれば、その段階で不適切と判断できるため、委員はこの収支計画をもとに適正性を判断することになる。

(委員 D)

図書の購入費は、市が購入することによっていいか。指定管理の中に購入費は含まれないとの理解でいいか。

(事務局)

ご理解のとおりである。提出資料が整い次第、事前に委員に配布する。委員が事前資料を確認する中で気になる点があっても、審査側からは直接質問できないため、プレゼン時の質疑応答の時間を活用して確認し、判断材料として活かしてほしい。

(委員 A)

最低価格を基準として評価する場合、その根拠となる考え方や基準があるのか。いわゆる一般的な考え方ではなく、本市における独自の評価基準、いわば「瑞穂ルール」のようなものが存在するのか。

(事務局)

今回の提案価格に関する評価については、市の駐輪場における指定管理の際にも用いている計算式を基準としており、全国的にも一般的に用いられている手法を踏まえている。したがって、本市独自の方式というよりは、広く妥当とされる方法に基づいている。ただし、仮に提案金額に1,000万円の差が生じたとしても、今回の評価配点では130点満点中3点の差にしかならない。そのため、コスト面での評価比重として15点が適切かどうか、改めて検討の余地があると考えます。

(委員 D)

指定管理者制度に関する評価に不慣れなため、今回の配点や評価方法が適正なものかどうか判断がつかない。経験豊富な委員に見解を伺いたい。

(会長)

これまで関わってきたプロポーザル審査では、価格評価を設けていないケースも多く、提案価格は上限額に近い水準で提出されることが一般的だった。そのため、今回のように価格評価を導入し、例えば1,000万円の価格差があっても配点上の差がわずか3点にとどまるという状況では、価格配点の妥当性について疑問が残る。一方で、配点を15点から増やすかどうかという議論は、生産的とは言えず、むしろ提案内容の充実度に注目すべきではないかと考える。

(委員C)

評価項目において、1つの項目に異なる内容が2つ含まれていると、それぞれの観点で評価が分かれやすく、判断が難しくなるため、項目を分けた方がよい。また、2つの要素に対して合計5点とする評価配点は曖昧で、審査がしにくいのではないかと。価格評価に関しては、上限価格を超えると失格であり、15点の配点は、全体120点中の15点(約12.5%)であり、土木工事発注における低入札調査基準(おおよそ88%)を踏まえると、過度に価格重視とならず、適切なバランスを保った設定であると考えられる。

(会長)

提案価格評価の配点15点については、判断が難しいという意見や、他自治体と比較して妥当な水準ではないかとの意見が出されたが、特に反対意見がなかったため、委員会としては配点15点とすることで了承された。ついては、事務局においてはその方針で対応されたい。なお、審査基準のその他の項目についてご意見があればお願いしたい。

(委員B)

話が少し戻るが、例えばホワイトボードに記載された団体Aに対する評価が価格のみで行われる場合、仮に提案内容としてあまり良くないと感じたとしても、価格だけで最高点となってしまうのは評価として適切なのかという懸念がある。

(会長)

おそらく、そうはならないと思う。つまり、価格点だけで評価されることにはならないはずである。

(副会長)

15点というのは、全体で120点満点とすれば1割強にあたる。残りの9割弱については提案内容によって評価されるため、仮に価格点が低くなったとしても、他の項目によって十分に補うことが可能である。また、仮に価格で15点満点を得たとしても、残りの105点に該当する項目の評価が低ければ、当然その提案が選定されない可能性もある。そうした観点から見ても、全体とし

での配点バランスは妥当であると考えてる。

(会長)

今回の評価方式は、順位点方式ではなく総点方式であり、各提案の平均点の高い順に順位が決まるという理解でよいか。

(事務局)

ご理解のとおりである。各委員の得点をもとに平均点を算出し、その平均点が最も高かった提案が1位となるという方式である。そのため、相対的な評価ではなく、あくまで数値によって判断するということになる。

(会長)

ここままで審議も一通り尽くされたようであるため、特段の意見がないことを踏まえ、審査基準については事務局にて取りまとめていただくこととする。それでは、引き続き提出資料について、事務局からの説明を求める。

(事務局)

提出資料（新旧対照）（資料4）について説明。

(会長)

意見、質問のある委員は発言をお願いしたい。

(委員B)

様式2の3の1については、運営施設の件数は把握できるが、運営内容や成果までは把握できない。単なる管理にとどまらず、時代に応じた新たな取り組みを行っているか、またその取り組みによってどのような成果が上っているかといった点についても確認したい。

(事務局)

様式には取り組み内容を記載する欄がないため、実際にどのような取り組みが行われているかは記載からは読み取れない。ただし、それが他にない強みであれば、プレゼン等で事業者側が自主的にアピールしてくるはずであり、記載がなければ審査側から質問して確認することも検討できる。また、現在運営中の施設だけでなく、過去の運営実績も含めて評価することが望ましく、必要に応じてホームページ等で施設の情報を調べるのも一つの手段である。外部情報から施設の様子や雰囲気、情報の更新状況なども把握できるため、そうした情報も参考にして判断することができる。

(委員B)

評価は当日に短時間で判断するものではなく、事前に一定の閲覧期間を設けた上で内容を確認し、そのうえで評価を行う形式という認識でよいか。

(事務局)

ご認識のとおりである。

(委員 B)

職員の採用・配置に関する内容について、図書館の専門知識がないため適否の判断が難しいと感じている。こうした判断を補うために、委員会内で情報共有や意見交換を行うことは可能かを確認したい。

(事務局)

委員会内で情報を共有しすぎると、各委員の評点が画一化してしまうおそれがあるため、基本的には各自が個別に内容を確認し、各自の判断で評価していただく形となる。

(委員 C)

図書館の現状として、現在配置されている司書の人数などの情報は事前に共有されており、提案内容が現状より多いのか少ないのかを判断するための材料は、ある程度そろっている。したがって、それらを評価の基準として活用できるという認識でよいか。

(事務局)

事業者側には、現地見学会などを通じて現状の運営状況を参考にしてもらうことが可能であり、必要に応じて、現行の基本的な運営体制やシフトの概要など、評価の参考となる基本情報を提供することもできる。現行のシフト体制は、施設運営上の最低限の基準を示すものであり、今後の運用において工夫や改善の余地はあるものの、評価にあたっては、まずこの現状を踏まえたうえで各提案を判断していただきたいと考える。

また、委員においては、評価の前提として現状の基本情報を把握したいという意向があるものと受け止めており、事務局としてもその必要性を踏まえ、適切に情報提供を行っていく。

(委員 D)

分館の現在の職員体制について、平日は5人の司書のうち3人が勤務し、夕方5時半以降は2人に減る。また、土日祝日は4人の司書が出勤し、加えて返却本の整理などを行うための専門の司書がさらに2人加わっている。土曜日には土曜日限定の司書が勤務していることも確認されており、現状はこのような体制で運営されている。

(会長)

反社会的勢力との関わりがある場合は、選定の対象とはならず、通過できないという理解でよいか。

(事務局)

応募者の資格要件については、募集要項の9ページ最下部に記載されている。

(会長)

応募資格の有無については事務局が事前に調査を行い、要件を満たさない場合はその段階で除外するため、応募者による申請書の提出は不要であるということで理解した。

(委員D)

様式2の3の6の収入欄にある「指定管理業実施事業」の下に「E」とあるが、その意味を確認したい。

(事務局)

誤入力であるため、当該文字を削除する。

(委員C)

入札参加資格者名簿への登録についての記載が必要ではないか。

(事務局)

ご指摘を踏まえ一度確認する。

(会長)

ここまでで審議も一通り尽くされたようであるため、引き続き協議事項2に移る。

#### 協議事項2 指定管理料（上限額）について

(会長)

指定管理料条例案について、事務局からの説明を求める。

(事務局)

指定管理料（上限額）（資料5）について説明。

(会長)

意見、質問のある委員は発言をお願いしたい。

(委員C)

外部委託の金額について、これは請負金額なのか、それとも予定価格（設計金額）なのか。仮に請負金額であるとするならば、それを契約上限額として扱うのは整合しないと考える。予定価格は本来、設計金額の上限を示すものであり、請負金額に合わせて設計金額を設定することは、制度の趣旨に照らしても適切ではないと考える。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、再度調整する。

(会長)

事務局としては、当該事項については内部で調整のうえ、

一任いただく形を希望している。特に異論や具体的な意見がなければ、その方針で進めたいと考えているが、いかがか。

(委員 B)

将来的に人口が減少していく中で、現在想定されている管理費が今後も変わらず継続して必要となるのか、また、それを維持し続けることが現実的に可能なのかという点に疑問を感じる。

(事務局)

今回の契約は5年間であり、5年後に業務の振り返りを行う予定である。実際に運営して黒字化するケースもあり得るため、その際には管理費の見直しや、利益の一部を市に還元する仕組みの導入を検討する必要がある。他の自治体においては、黒字の一定割合を自治体に還元するルールを、あらかじめ仕様書に盛り込んでいる例も見受けられる。ただし、現時点でそのような仕組みを導入するのは時期尚早とも考えられるため、今回の仕様書案には盛り込んでいない。この点については、委員各位のご意見を伺いたいと考えている。

(委員 B)

黒字を出した事例があるというのは、非常に具体的で説得力がある。そのような実績が過去にあるのかどうか、事業者に質問してもよいのではないかと思う。

(委員 D)

指定管理料は、5年間毎年一定であるのか。それとも、毎年何らかの協議が行われ、例えば電気代の高騰などがあった場合には、金額が変動する仕組みになっているのか。

(事務局)

基本的には、指定管理料は5年間の上限額として設定されているが、原油価格の高騰など、指定管理者に起因しない外部要因による費用増加が発生した場合には、市全体として予算の見直しを行うことがある。その際は、5年間の基本協定とは別に毎年度ごとに締結する年度協定の中で調整を行い、予算額が変動する可能性がある。

(委員 A)

利益が上がるということは、節約による側面もあるが、イベントなどで収益を上げているという面もある。ただし、公共施設である以上、すべての利用者から一律に料金を徴収することには配慮が必要であり、特に経済的に厳しい家庭や子どもが増えている社会状況を踏まえると、「儲けすぎない運営」が望ましいと考える。

(事務局)

「儲ける」というのは、指定管理者が自主事業としてイベントを実施し、入場料収入などで利益を得る場合を指し

ている。そのうえで、経済的に困窮している人への配慮については理解しているが、それにどう対応するかは指定管理者側の判断によるものであり、行政側から一律に指示する立場にはないと考えている。

(委員 C)

イベントで得られる利益は、来場者から直接料金を徴収するのではなく、キッチンカーや企業などの出店者から出店料を収受することによって得られるものと考えられる。特に、子どもから料金を徴収するのは難しいため、そのような収益構造による運営が想定されているのではないかと認識している。

(事務局)

公が主催する場合、当初から黒字を見込んだイベント計画は基本的に行わない。一方で、民間が実施する場合には、収支が概ね均衡するか、多少の利益が見込まれるような計画のもとで、経費の削減やニーズへの柔軟な対応を図りながら運営されることが多い。そのため、民間の方が集客や収益に対する感度が高く、より効果的な運営が期待される。ただし、市としても公共性の高いイベントを一切実施しないわけではなく、図書館などと連携した取組は今後も継続して実施する予定である。今後は、民間と協議を重ねながら役割分担や調整を図っていく方針であり、市の関与が完全になくなるわけではないことを理解いただきたい。

(委員 A)

かつて、子どもたちが合宿で利用していた自然の家などの公的施設が、利益が出ないことを理由に閉鎖された事例がある。その結果、民間の一般施設を利用せざるを得なくなり、利用者は以前よりも高額な費用を負担することになった。公共施設が利益を理由に廃止されるのは本来の公的役割から逸脱しており、税金で運営されている以上、必ずしも利益を求めべきではない。こうした事態が今回の事業でも起こらないように懸念している。

(事務局)

指定管理料の上限額は、あくまで本来業務を遂行するための経費であり、指定管理者が自主事業で利益を上げる部分とは区別されるべきものである。たとえば、指定管理者となった企業が行うイベントには、収益を目的とするものもあれば、子ども向けの公益的なイベントのように利益を求めないものもある。そのため、提案内容や事業のバランスを含めて総合的に評価してほしいと考えている。

(会長)

協議事項については、委員の意見を反映したうえで、修正内容の最終決定を事務局一任とする方向で進めたいと考えている。ただし、今回の協議内容は項目も多く、上限額も未確定であるため、必要であれば再度委員会を開

	<p>催することも検討している。委員会を開くか、事務局に一任して予定どおり進めるかについて、委員の意向を確認したい。</p> <p>(事務局)</p> <p>最終的な修正案については、委員の手元に配布できるようにする予定である。内容に落ち度がないよう修正を行うが、万が一気になる点があれば、短い期間にはなるものの、連絡をいただければ対応する意向である。</p> <p>(会長)</p> <p>事務局意見について、いかがか。特に反対意見は見受けられないため、本日のご意見を踏まえ、募集要項等の修正は事務局が行い、修正後の資料は各委員に送付するものとする。また、各委員においてご確認いただいたうえで、必要があれば事務局と個別に意見交換を行い、その内容は全体で共有する。なお、臨時の委員会は開催せず、修正作業は事務局に一任する。修正後の資料は、令和7年7月22日より配布を開始する予定であり、本件については、全員の賛同をもって承認された。</p> <p style="text-align: center;">〔協議事項は承認された。〕</p> <p>(会長)</p> <p>ご協力に対し、改めて感謝申し上げます。 以上をもって、本日の協議内容は全て終了とする。</p> <p><u>その他説明</u></p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の進行予定について</li> <li>・ 第3回委員会のスケジュール調整</li> </ul> <p style="text-align: center;">10月20日の午前から開催することを決定</p>
<p style="text-align: center;">事務局 (担当課)</p>	<p>瑞穂市教育委員会生涯学習課</p> <p>TEL 058-327-21170</p> <p>FAX 058-327-2105</p> <p>e-mail syougai@city.mizuho.lg.jp</p>